

## 「社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について（審議経過報告）」に対する意見

2016年4月18日

東京私大教連中央執行委員会

### 1 職業教育に特化した新たな教育機関を「大学」として設置することは、日本の大学教育全体の劣化につながるものであり、強く反対する。

「審議経過報告」は、現行の大学制度における職業教育では「職業の多様化、流動化や地域の需要への対応などの社会の要請に迅速に答えていく上では十分といえない」とし、「実践的な職業教育に最適化した高等教育機関」を新たに設置することが必要だとしているが（9頁）、「職業の多様化、流動化」に対応した「実践的な職業教育」に特化した教育機関を、なぜ「大学」として位置づけなければならないのかという理由については、一切明確に示していない。教育基本法第7条が定める「大学」とは、「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」機関であり、普遍的な真理と価値の探究・創造をその使命としている。「職業の多様化、流動化」に即応した、すなわち「不易流行」の「流行」の部分に重点を置いた、実践的（＝すぐに役立つ）知識・技能の習得は、大学の本来の目的とは合致しない。このように職業教育に特化したいわば訓練機関を学位授与機関とすることは、「大学ではない」ものを「大学」として位置づけることにほかならない。それは、大学教育の劣化を招くとともに、日本の大学全体の国際的通用性を損なう愚策というほかない。

「審議経過報告」は、「理論と実践の架橋による職業教育の充実」（17頁等）、「実践知と理論知、教養等の統合」（16頁）といった抽象的な理念をいたるところに散りばめているが、そのことによって同報告書は、実際に設置される新教育機関の具体的な姿を極めて曖昧なものとしている。「実践知と理論知、教養等の統合」とは、現行の大学において目標とされて取り組まれている教育・研究そのものの在り方にほかならない。したがって、その実現のためには、新教育機関を制度化することではなく、何よりも現行の大学教育を充実・改善するための施策が真摯に検討されなければならない。

### 2 企業の教育力の衰退を大学制度そのものの改編の理由とし、産業界の直接的関与を前提とする「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」は、大学の公共性に反する。

「審議経過報告」は、「企業内における教育訓練の機会」が減少傾向にあることを所与の前提としているが（2頁）、そもそも企業内教育を十分に受けられない労働者が大量に生み出されつつあることの第一義的な責任は、非正規雇用に依存した貧弱かつ刹那的な経営でよしとする企業側にこそ存在している。企業の教育力の衰退を大学制度そのものの改編の理由とすることは、大学教育の本来の使命を軽視したものである。一方、4月11日に行われたヒアリングでは、日本経団連は、「現時

点では、どのような職業分野で当該教育機関へのニーズがあるかが不明確、「経団連として、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を創設することを要望したことはない」等との意見を述べている。

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の設置は、企業のために職業訓練を肩代わりする新たな種類の公教育機関を設置するという政策にひとしく、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた」国民の育成という教育基本法の理念そのものに矛盾し、大学の公共性に反するものである。

### 3 現行の大学における職業教育の実践に関する分析を欠いたまま議論が進められたことは大学関係者の努力を踏みにじるものである。「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」を大学型で設置する必要はない。

「審議経過報告」は、現行の大学制度においても、「技能の修得を伴う専門資格養成を行う大学等」も増えており、これらの大学等では「学問研究の成果に基づく知識や思考方法を教授するだけでなく、職業上の実技能力を反復的・体験的に修得させる等の指導までを多く行うようになっている」ことを指摘している（5～6頁）。だとすれば、現行の大学こそは「職業実践知の教育に軸を置きつつ、学術知の教育にまで至る、実践的な職業教育に最適化した高等教育機関」（9頁）であり、新たな高等教育機関を制度化しなければならない必要性そのものが存在しない。

事実、現行の大学制度においても、医療・看護・健康・福祉・栄養・IT・観光・映像・放送等の数多い分野において、職業と密接に関連した実践的な教育が行われている。しかし、特別部会の審議においては、現行の大学において実際に行われている職業教育の在り方に関する分析的な議論は一切なされず、現行の大学教育に対する根拠がない闇雲な否定的見解のみが先行した。この点は4月11日に行われたヒアリングにおいて日本私立大学団体連合会など関係団体が異口同音に指摘している。

特別部会に先立って設置された有識者会議による「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について（審議のまとめ）」（2015年3月27日）においては、新教育機関を大学体系の中に位置付けるか否かについては「大学とは異なる新たな学校種を設ける可能性を排除せず」に「審議することが必要」とされていた。しかし、実際の中教審特別部会の審議においては、新教育機関を大学体系の中に位置付けることは既決の前提であるかのように扱われた。一部委員から再三にわたってこのことに対する疑念・反対の声が上がったにもかかわらず、特別部会の議事運営がこうした意見を無視して強引に進められたことは大きな問題である。

### 4 施設設備や教員組織等に関する設置基準、また公的助成の在り方・水準など、新たな高等教育機関の質保証に関する不明点があまりに多いことに重大な危惧を覚えざるを得ない。

特別部会の審議では、新教育機関が行う教育の質保証にかかわる施設設備や教員組織等に関する設置基準については、具体的な議論はほとんど行われなかった。そのことが、新教育機関の具体像をきわめて曖昧なものとしている大きな原因ともなっている。教員については、「大学・短期大学と同

様、教授、准教授等の職制を設ける」とし、実務家教員についても、「大学・短期大学の教授、准教授等における基準と同等の水準を確保することを基本」とし、「実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置づける」とされているが、実務家教員に求められる「資格」をどう適切に設定するかという基準についてはまったく不明瞭である。明瞭な資格基準にもとづかない実務家教員の増加は、大学の教育と運営に大きな歪みをもたらしかねない。

また、備えるべき施設・設備、校地・校舎面積については、「大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ」とし、大学・短大設置基準の水準と同等のものとするには含みを持たせている。このことは、審議過程において専門学校団体の委員から設置基準の緩和を求める意見が出されていたこと、また、産業の趨勢に対応した「退出の仕組み」の必要性を主張する意見があったこととも関連し、現行の大学・短大の水準に満たないものも許容しようとする姿勢の表れと見られても仕方がない。私たちは、このような「スクラップ・アンド・ビルド」を前提としたような新教育機関を「大学」として位置づけることに強く反対する。

また、新教育機関に対する公的助成の在り方についても、「審議経過報告」は何ひとつ具体的に言及していない。ただでさえ高等教育に対する公費負担が貧困であるなか、財政措置に関する具体的な議論を欠落させた審議が行われたことは重大な問題である。

以上